

稲城市立病院
施設警備及び駐車場管理業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和6年8月26日

稲城市立病院

1 目的

このプロポーザルは、施設警備業務と駐車場管理業務の二つの業務の現契約が、令和7年3月31日で満了となることから、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用し、包括的、効果的かつ効率的に管理・運営することを目的に、事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 基本方針

- (1) 稲城市立病院、健診・外来棟及び駐車場含む敷地内の秩序、維持と安全環境の確保を目的とする。
- (2) 病院駐車場は公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしなければならない。
- (3) 受注者は、駐車場の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、駐車場利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理を目指さなければならない。

3 受注者が行う業務及び内容

受注者が行う業務及び内容は次の業務及び標準仕様書で示すとおりとする。

なお、全部又は主たる部分な業務の再委託はできない。ただし、あらかじめ稲城市立病院の承諾を得た場合は、第三者へ一部を委託できるものとする。

- ア 施設の警備に関すること。
- イ 駐車場の設置業務に関すること。
- ウ 駐車場の管理に関すること。
- エ 駐車場の原形復旧に関すること。
- オ その他、管理者が必要と認める施設警備及び駐車場の管理に必要な業務に関すること。

4 稲城市立病院及び駐車場の概要

受注者が警備する施設及び管理する駐車場の概要は次のとおり。詳細は標準仕様書を参照すること。

- (1) 事業名
稲城市立病院施設警備及び駐車場管理業務委託
- (2) 事業内容及び条件等
別添「施設警備及び駐車場管理業務委託標準仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで5年間

5 応募資格要件

(1) 応募条件

次に掲げる事項を全て満たしている者が応募できるものとする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には、失格とする。

- ア 施設における運営管理業務の実績を有する法人とし、個人の申請はできない。
- イ 稲城市及び稲城市立病院から指名停止を現に受けている者でないこと。

- ウ 本事業に関する標準仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤であること。
- エ 会社再生法（平成14年法律第154号）及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 稲城市暴力団排除条例（平成25年3月28日条例第3号）に規定する暴力団等でないこと。
- カ 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- キ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。
- ク 過去5年以内に地方公共団体と同種及び同規模と認められる業務を契約者として契約した実績があること。

(2) 欠格事由

次の各項に該当する法人等は、応募することはできない。

- ア 参加資格要件に該当しない場合
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により稲城市から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人
- エ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当する法人
但し、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人
- カ 役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人
- キ 本市へ提出した書類又はその内容に明らかな虚偽が認められた場合
- ク その他、管理者が受注者の候補者として選定し、又は受注者として契約することが適当でないと認める場合

6 委託料の支払等

(1) 委託料の支払方法

- ア 委託料は、請求書に基づき半期毎に行うものとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。
- イ 委託期間中において、対象駐車場が増減する場合の管理費用については、別途、市立病院と協議して決定することとする。
- ウ 提案上限額（基準額） **2億円**（消費税込み）

7 稲城市立病院施設警備及び駐車場管理業務委託候補者選定委員会

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、稲城市立病院施設警備及び駐車場管理業務委託候補者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し行う。

8 プロポーザル実施スケジュール

内容	期間・期限
(1) 資料配布（病院ホームページ公開）	令和6年8月26日（月）
(2) 質問受付	令和6年8月26日（月）～9月4日（水）午後5時まで
(3) 質問回答	令和6年9月10日（火）頃
(4) 申請書類の提出	令和6年9月12日（木）～9月20日（金）正午まで
(5) 書類による事前審査の結果通知	令和6年9月下旬頃

(6) 選定委員会（プレゼンテーション）	令和6年9月25日（水）～10月4日（金）のうち、稲城市立病院が指定する日時
(7) プレゼンテーション結果通知（予定）	令和6年10月下旬

9 質問の受付期間及び提出・回答方法

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第3号）により、電子メールで受付を行う。

- (1) 質問受付：令和6年9月4日（水）午後5時必着
- (2) 受付先：電子メール（keieikikaku@hospital.inagi.tokyo.jp）
- (3) 回答：質問に対する回答は、令和6年9月10日（火）頃までに、電子メールで回答する。

※ただし、他参加申込事業者に関する一切のこと、「12 審査方法」選定委員会並びに「13 企画提案の選定」審査項目の点数化及び書類審査による評価点に関することについて、いかなる問い合わせにも応じない。

10 参加資格確認申請書等の提出について

参加資格確認申請書等の提出については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和6年9月12日（木）～9月20日（金）正午
* 土・日曜日及び休日は除く。
- (2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分（*受付最終日9月20日（金）は正午まで）
- (3) 提出場所 〒206-0801 東京都稲城市大丸1171番地 稲城市立病院経営企画課財務係
- (4) 提出書類
 - ①参加申請書（様式0）
 - ②様式1～3
 - ③委託料見積書（様式4）
* 委託全期間（5年間）総額、年間委託料（7年度～11年度の各年度別）記載のこと。
 - ④法人概要書（様式5）
 - ⑤「表1の提出書類一覧表」に記載されている書類
 - ⑥納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）
- (5) 提出部数 正本1部、副本7部（複写可）の計8部とする。提出書類①～⑥全てA4版・長辺綴じとし、表紙に「稲城市立病院施設警備及び駐車場管理業務受託企画提案書」と記載し、余白に会社名等を記入すること。
- (6) 提出方法 上記提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。郵送の場合は 受付期間中に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (7) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

11 審査方法

当院に選定委員会を設置し、審査を行う。ただし、「5 応募資格要件」の資格を有しない場合は、そのプレゼンテーション企画提案書は審査から除外する。

12 企画提案の選定

(1) 審査

参加申込事業者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会で審査項目を点数化し、書類審査による評価点との合計得点により総合的に審査する。

ア 選定委員会

「稲城市立病院施設警備及び駐車場管理業務委託候補者選定委員会」において、提出書類の内容、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの状況等を評価し、採点します。

なお、応募者が5社を超えた場合は、書類審査（事前審査）にて上位5社を選定した後にプレゼンテーション、ヒアリング（本審査）を実施します。

- a 日時：令和6年9月25日(水)～10月4日(金)のうちプロポーザル開催通知書で指定
- b 場所：当院が指定する場所（プロポーザル開催通知書で指定）
- c 設備：机・椅子・プロジェクターまたはスクリーン（一面）は、当院が用意するが、それ以外の必要な機材一式は提案者が用意すること。
- d 内容：参加申込事業者によるプレゼンテーション企画提案書の説明（20分程度）及び質疑応答（10分程度）。説明及び質疑応答は非公開とする。
- e 会場に入室できるのは5名以内。なお、プレゼンテーション企画提案書の説明者及び質疑応答の回答者は、契約締結後に業務責任者になる者が行うことが望ましい。
- f 審査結果の通知：令和6年10月下旬、書面にて通知する。審査経過及び審査結果について、いかなる問い合わせにも応じない。
- g その他：説明は、提出されたプレゼンテーション企画提案書を基に実施するものとし、追加資料の配布はできない。

イ 評価の方法

- a 別添の審査基準に基づき、採点方式で審査する。
- b 事前審査（書類審査）（※応募者が5社を超えた場合のみ）、本審査とも別添の審査基準に基づき評価します。

※ 別添資料参照（稲城市立病院施設警備及び駐車場管理業務委託選定審査採点表）

(2) 選定

審査の結果、最高得点を獲得した参加申込事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。

当院は、契約予定者として選定された者と業務の詳細等を協議のうえ、改めて見積書を徴取し、随意契約を締結する。また、最高得点者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎてプレゼンテーション企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに関する一連の資料は、稲城市病院事業管理者が管理する行政情報の開示等に関する規程（平成31年4月1日病管規程第26号）に基づき、公開される場合がある。
- (5) プレゼンテーション企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成する場合がある。
- (6) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (7) 提出書類における虚偽の記載、又は著しく信義に反する行為等により本プロポーザル参加を失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 本プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他止むを得ない事情が

あるときは、本プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、参加者は異議を申し立てることはできない。

- (9) 参加申込事業者が1社の場合においても審査を実施する。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜当院が判断するものとする。

15 問い合わせ、企画提案書等提出先

稲城市立病院 事務部 経営企画課 財務係

住所：〒206-0801 稲城市大丸1171番地

電話：042-377-0931（内線：3230）

E-Mail：keieikikaku@hospital.inagi.tokyo.jp